

支 部 長 各 位

近畿税理士会

業務対策部長 阪 広 久

「財産評価基準書路線価図・評価倍率表」における
「宅地造成費の金額表」の正誤について（周知依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部運営並びに本会会務運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国税庁より、国税庁ホームページに路線価図等と併せて公表している「宅地造成費の金額表」のうち、次の資料に誤りがあった旨、連絡がありました。

- ・令和元年分 宅地造成費の金額表（高松国税局）（別添 1）
- ・令和 6 年分 宅地造成費の金額表（関東信越国税局）（別添 2）
- ・令和 6 年分 宅地造成費の金額表（大阪国税局）（別添 3）

今般の誤りにより納税者が不利な影響を受けうる農地等の分類については、下記のとおりです。

- ・市街地周辺農地（評価通達 36-3、39）
- ・市街地農地（評価通達 36-4、40）
- ・市街地山林（評価通達 49）
- ・市街地原野（評価通達 58-3）
- ・ゴルフ場の用に供されている土地（評価通達 83）

これらの誤った金額表を利用していると考えられる納税者の方には、今後税務署から個別に連絡の上で所要の対応がとられる方針ですが、お手元に保管している相続税・贈与税の申告書の写しなどから、誤った金額表を利用していたと考えられるものを把握した場合には、税務署にお申し出いただくよう、併せて連絡がありましたので、支部会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

なお、本件については、本会会員専用ホームページの「お知らせ」にも掲載しております。

【別添】

- 1 令和元年分 宅地造成費の金額表（高松国税局）
- 2 令和 6 年分 宅地造成費の金額表（関東信越国税局）
- 3 令和 6 年分 宅地造成費の金額表（大阪国税局）

【参考】

[路線価図等の正誤表（国税庁ホームページ）](#)

令和元年分財産評価基準書正誤表

(高松国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																																
徳島県	—	—	—																																
正		誤																																	
宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)		宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)																																	
表1 平坦地の宅地造成費		表1 平坦地の宅地造成費																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>70,600円</td> </tr> </tbody> </table>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円	伐採・抜根費	1,000円	地盤改良費	1,800円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,300円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>70,500円</td> </tr> </tbody> </table>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円	伐採・抜根費	900円	地盤改良費	1,800円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,200円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,500円
工事費目	造成区分	金額																																	
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円																																	
	伐採・抜根費	1,000円																																	
	地盤改良費	1,800円																																	
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,300円																																	
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,600円																																	
工事費目	造成区分	金額																																	
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円																																	
	伐採・抜根費	900円																																	
	地盤改良費	1,800円																																	
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,200円																																	
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,500円																																	
(省略)		(同左)																																	

令和元年分財産評価基準書正誤表

(高松国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
徳島県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>17,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>21,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>33,300 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>47,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>52,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>53,300 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	17,600 円/m ²	5度超 10度以下	21,700 円/m ²	10度超 15度以下	33,300 円/m ²	15度超 20度以下	47,100 円/m ²	20度超 25度以下	52,100 円/m ²	25度超 30度以下	53,300 円/m ²	<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>17,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>33,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>47,000 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>51,900 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>53,100 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	17,500 円/m ²	5度超 10度以下	21,600 円/m ²	10度超 15度以下	33,100 円/m ²	15度超 20度以下	47,000 円/m ²	20度超 25度以下	51,900 円/m ²	25度超 30度以下	53,100 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	17,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	21,700 円/m ²																														
10度超 15度以下	33,300 円/m ²																														
15度超 20度以下	47,100 円/m ²																														
20度超 25度以下	52,100 円/m ²																														
25度超 30度以下	53,300 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	17,500 円/m ²																														
5度超 10度以下	21,600 円/m ²																														
10度超 15度以下	33,100 円/m ²																														
15度超 20度以下	47,000 円/m ²																														
20度超 25度以下	51,900 円/m ²																														
25度超 30度以下	53,100 円/m ²																														

令和元年分財産評価基準書正誤表

(高松国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																																
香川県	—	—	—																																
正		誤																																	
<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)</p> <p>表1 平坦地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>70,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円	伐採・抜根費	1,000円	地盤改良費	1,800円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,300円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,600円	<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)</p> <p>表1 平坦地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>70,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円	伐採・抜根費	900円	地盤改良費	1,800円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,200円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,500円
工事費目	造成区分	金額																																	
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円																																	
	伐採・抜根費	1,000円																																	
	地盤改良費	1,800円																																	
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,300円																																	
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,600円																																	
工事費目	造成区分	金額																																	
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円																																	
	伐採・抜根費	900円																																	
	地盤改良費	1,800円																																	
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,200円																																	
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,500円																																	

令和元年分財産評価基準書正誤表

(高松国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
香川県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>17,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>21,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>33,300 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>47,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>52,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>53,300 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	17,600 円/m ²	5度超 10度以下	21,700 円/m ²	10度超 15度以下	33,300 円/m ²	15度超 20度以下	47,100 円/m ²	20度超 25度以下	52,100 円/m ²	25度超 30度以下	53,300 円/m ²	<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>17,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>33,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>47,000 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>51,900 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>53,100 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	17,500 円/m ²	5度超 10度以下	21,600 円/m ²	10度超 15度以下	33,100 円/m ²	15度超 20度以下	47,000 円/m ²	20度超 25度以下	51,900 円/m ²	25度超 30度以下	53,100 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	17,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	21,700 円/m ²																														
10度超 15度以下	33,300 円/m ²																														
15度超 20度以下	47,100 円/m ²																														
20度超 25度以下	52,100 円/m ²																														
25度超 30度以下	53,300 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	17,500 円/m ²																														
5度超 10度以下	21,600 円/m ²																														
10度超 15度以下	33,100 円/m ²																														
15度超 20度以下	47,000 円/m ²																														
20度超 25度以下	51,900 円/m ²																														
25度超 30度以下	53,100 円/m ²																														

令和元年分財産評価基準書正誤表

(高松国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																																
愛媛県	—	—	—																																
正		誤																																	
宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)		宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>70,600円</td> </tr> </tbody> </table> (省略)		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円	伐採・抜根費	1,000円	地盤改良費	1,800円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,300円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>70,500円</td> </tr> </tbody> </table> (同左)		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円	伐採・抜根費	900円	地盤改良費	1,800円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,200円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,500円
工事費目	造成区分	金額																																	
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円																																	
	伐採・抜根費	1,000円																																	
	地盤改良費	1,800円																																	
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,300円																																	
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,600円																																	
工事費目	造成区分	金額																																	
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円																																	
	伐採・抜根費	900円																																	
	地盤改良費	1,800円																																	
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,200円																																	
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,500円																																	

令和元年分財産評価基準書正誤表

(高松国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
愛媛県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>17,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>21,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>33,300 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>47,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>52,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>53,300 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	17,600 円/m ²	5度超 10度以下	21,700 円/m ²	10度超 15度以下	33,300 円/m ²	15度超 20度以下	47,100 円/m ²	20度超 25度以下	52,100 円/m ²	25度超 30度以下	53,300 円/m ²	<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>17,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>33,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>47,000 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>51,900 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>53,100 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	17,500 円/m ²	5度超 10度以下	21,600 円/m ²	10度超 15度以下	33,100 円/m ²	15度超 20度以下	47,000 円/m ²	20度超 25度以下	51,900 円/m ²	25度超 30度以下	53,100 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	17,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	21,700 円/m ²																														
10度超 15度以下	33,300 円/m ²																														
15度超 20度以下	47,100 円/m ²																														
20度超 25度以下	52,100 円/m ²																														
25度超 30度以下	53,300 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	17,500 円/m ²																														
5度超 10度以下	21,600 円/m ²																														
10度超 15度以下	33,100 円/m ²																														
15度超 20度以下	47,000 円/m ²																														
20度超 25度以下	51,900 円/m ²																														
25度超 30度以下	53,100 円/m ²																														

令和元年分財産評価基準書正誤表

(高松国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																																
高知県	—	—	—																																
正		誤																																	
宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)		宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)																																	
表1 平坦地の宅地造成費		表1 平坦地の宅地造成費																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>70,600円</td> </tr> </tbody> </table>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円	伐採・抜根費	1,000円	地盤改良費	1,800円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,300円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>70,500円</td> </tr> </tbody> </table>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円	伐採・抜根費	900円	地盤改良費	1,800円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,200円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,500円
工事費目	造成区分	金額																																	
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円																																	
	伐採・抜根費	1,000円																																	
	地盤改良費	1,800円																																	
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,300円																																	
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,600円																																	
工事費目	造成区分	金額																																	
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	600円																																	
	伐採・抜根費	900円																																	
	地盤改良費	1,800円																																	
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	6,200円																																	
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	70,500円																																	
(省略)		(同左)																																	

令和元年分財産評価基準書正誤表

(高松国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
高知県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>17,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>21,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>33,300 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>47,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>52,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>53,300 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	17,600 円/m ²	5度超 10度以下	21,700 円/m ²	10度超 15度以下	33,300 円/m ²	15度超 20度以下	47,100 円/m ²	20度超 25度以下	52,100 円/m ²	25度超 30度以下	53,300 円/m ²	<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>17,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>33,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>47,000 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>51,900 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>53,100 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	17,500 円/m ²	5度超 10度以下	21,600 円/m ²	10度超 15度以下	33,100 円/m ²	15度超 20度以下	47,000 円/m ²	20度超 25度以下	51,900 円/m ²	25度超 30度以下	53,100 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	17,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	21,700 円/m ²																														
10度超 15度以下	33,300 円/m ²																														
15度超 20度以下	47,100 円/m ²																														
20度超 25度以下	52,100 円/m ²																														
25度超 30度以下	53,300 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	17,500 円/m ²																														
5度超 10度以下	21,600 円/m ²																														
10度超 15度以下	33,100 円/m ²																														
15度超 20度以下	47,000 円/m ²																														
20度超 25度以下	51,900 円/m ²																														
25度超 30度以下	53,100 円/m ²																														

令和6年分財産評価基準書正誤表

(関東信越国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号
茨城県	—	—	—
正		誤	
宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)		宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)	
表2 傾斜地の宅地造成費		表2 傾斜地の宅地造成費	
傾 斜 度	金 額	傾 斜 度	金 額
3度超 5度以下	21,600 円/m ²	3度超 5度以下	21,600 円/m ²
5度超 10度以下	26,100 円/m ²	5度超 10度以下	26,000 円/m ²
10度超 15度以下	40,800 円/m ²	10度超 15度以下	40,700 円/m ²
15度超 20度以下	57,700 円/m ²	15度超 20度以下	57,600 円/m ²
20度超 25度以下	63,900 円/m ²	20度超 25度以下	63,800 円/m ²
25度超 30度以下	68,300 円/m ²	25度超 30度以下	67,900 円/m ²
(省略)		(同左)	

令和6年分財産評価基準書正誤表

(関東信越国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
栃木県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)</p> <p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>26,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>40,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>57,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>63,900 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>68,300 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,600 円/m ²	5度超 10度以下	26,100 円/m ²	10度超 15度以下	40,800 円/m ²	15度超 20度以下	57,700 円/m ²	20度超 25度以下	63,900 円/m ²	25度超 30度以下	68,300 円/m ²	<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)</p> <p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>26,000 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>40,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>57,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>63,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>67,900 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,600 円/m ²	5度超 10度以下	26,000 円/m ²	10度超 15度以下	40,700 円/m ²	15度超 20度以下	57,600 円/m ²	20度超 25度以下	63,800 円/m ²	25度超 30度以下	67,900 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	26,100 円/m ²																														
10度超 15度以下	40,800 円/m ²																														
15度超 20度以下	57,700 円/m ²																														
20度超 25度以下	63,900 円/m ²																														
25度超 30度以下	68,300 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	26,000 円/m ²																														
10度超 15度以下	40,700 円/m ²																														
15度超 20度以下	57,600 円/m ²																														
20度超 25度以下	63,800 円/m ²																														
25度超 30度以下	67,900 円/m ²																														

令和6年分財産評価基準書正誤表

(関東信越国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
群馬県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)</p> <p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>26,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>40,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>57,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>63,900 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>68,300 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,600 円/m ²	5度超 10度以下	26,100 円/m ²	10度超 15度以下	40,800 円/m ²	15度超 20度以下	57,700 円/m ²	20度超 25度以下	63,900 円/m ²	25度超 30度以下	68,300 円/m ²	<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)</p> <p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>26,000 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>40,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>57,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>63,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>67,900 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,600 円/m ²	5度超 10度以下	26,000 円/m ²	10度超 15度以下	40,700 円/m ²	15度超 20度以下	57,600 円/m ²	20度超 25度以下	63,800 円/m ²	25度超 30度以下	67,900 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	26,100 円/m ²																														
10度超 15度以下	40,800 円/m ²																														
15度超 20度以下	57,700 円/m ²																														
20度超 25度以下	63,900 円/m ²																														
25度超 30度以下	68,300 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	26,000 円/m ²																														
10度超 15度以下	40,700 円/m ²																														
15度超 20度以下	57,600 円/m ²																														
20度超 25度以下	63,800 円/m ²																														
25度超 30度以下	67,900 円/m ²																														

令和6年分財産評価基準書正誤表

(関東信越国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
長野県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)</p> <p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>26,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>40,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>57,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>63,900 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>68,300 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,600 円/m ²	5度超 10度以下	26,100 円/m ²	10度超 15度以下	40,800 円/m ²	15度超 20度以下	57,700 円/m ²	20度超 25度以下	63,900 円/m ²	25度超 30度以下	68,300 円/m ²	<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)</p> <p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>26,000 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>40,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>57,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>63,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>67,900 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,600 円/m ²	5度超 10度以下	26,000 円/m ²	10度超 15度以下	40,700 円/m ²	15度超 20度以下	57,600 円/m ²	20度超 25度以下	63,800 円/m ²	25度超 30度以下	67,900 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	26,100 円/m ²																														
10度超 15度以下	40,800 円/m ²																														
15度超 20度以下	57,700 円/m ²																														
20度超 25度以下	63,900 円/m ²																														
25度超 30度以下	68,300 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	26,000 円/m ²																														
10度超 15度以下	40,700 円/m ²																														
15度超 20度以下	57,600 円/m ²																														
20度超 25度以下	63,800 円/m ²																														
25度超 30度以下	67,900 円/m ²																														

令和6年分財産評価基準書正誤表

(関東信越国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
埼玉県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)</p> <p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>26,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>40,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>57,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>63,900 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>68,300 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,600 円/m ²	5度超 10度以下	26,100 円/m ²	10度超 15度以下	40,800 円/m ²	15度超 20度以下	57,700 円/m ²	20度超 25度以下	63,900 円/m ²	25度超 30度以下	68,300 円/m ²	<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)</p> <p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>26,000 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>40,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>57,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>63,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>67,900 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,600 円/m ²	5度超 10度以下	26,000 円/m ²	10度超 15度以下	40,700 円/m ²	15度超 20度以下	57,600 円/m ²	20度超 25度以下	63,800 円/m ²	25度超 30度以下	67,900 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	26,100 円/m ²																														
10度超 15度以下	40,800 円/m ²																														
15度超 20度以下	57,700 円/m ²																														
20度超 25度以下	63,900 円/m ²																														
25度超 30度以下	68,300 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	26,000 円/m ²																														
10度超 15度以下	40,700 円/m ²																														
15度超 20度以下	57,600 円/m ²																														
20度超 25度以下	63,800 円/m ²																														
25度超 30度以下	67,900 円/m ²																														

令和6年分財産評価基準書正誤表

(関東信越国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
新潟県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)</p> <p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>26,100 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>40,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>57,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>63,900 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>68,300 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,600 円/m ²	5度超 10度以下	26,100 円/m ²	10度超 15度以下	40,800 円/m ²	15度超 20度以下	57,700 円/m ²	20度超 25度以下	63,900 円/m ²	25度超 30度以下	68,300 円/m ²	<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)</p> <p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>26,000 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>40,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>57,600 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>63,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>67,900 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,600 円/m ²	5度超 10度以下	26,000 円/m ²	10度超 15度以下	40,700 円/m ²	15度超 20度以下	57,600 円/m ²	20度超 25度以下	63,800 円/m ²	25度超 30度以下	67,900 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	26,100 円/m ²																														
10度超 15度以下	40,800 円/m ²																														
15度超 20度以下	57,700 円/m ²																														
20度超 25度以下	63,900 円/m ²																														
25度超 30度以下	68,300 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,600 円/m ²																														
5度超 10度以下	26,000 円/m ²																														
10度超 15度以下	40,700 円/m ²																														
15度超 20度以下	57,600 円/m ²																														
20度超 25度以下	63,800 円/m ²																														
25度超 30度以下	67,900 円/m ²																														

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																																				
大阪府	—	—	—																																				
正		誤																																					
宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略) 表1 平坦地の宅地造成費		宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左) 表1 平坦地の宅地造成費																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>76,600円</td> </tr> </tbody> </table> (省略)		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>75,500円</td> </tr> </tbody> </table> (同左)		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円
工事費目	造成区分	金額																																					
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																					
	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																				
	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円																																				
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円																																					
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円																																					
工事費目	造成区分	金額																																					
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																					
	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																				
	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円																																				
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円																																					
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円																																					

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
大阪府	—	—	—																												
正		誤																													
<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,300 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>25,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>41,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>59,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>65,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>70,200 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,300 円/m ²	5度超 10度以下	25,500 円/m ²	10度超 15度以下	41,700 円/m ²	15度超 20度以下	59,200 円/m ²	20度超 25度以下	65,500 円/m ²	25度超 30度以下	70,200 円/m ²	<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>19,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>23,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>38,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>54,400 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>60,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>64,000 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	19,800 円/m ²	5度超 10度以下	23,800 円/m ²	10度超 15度以下	38,200 円/m ²	15度超 20度以下	54,400 円/m ²	20度超 25度以下	60,200 円/m ²	25度超 30度以下	64,000 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,300 円/m ²																														
5度超 10度以下	25,500 円/m ²																														
10度超 15度以下	41,700 円/m ²																														
15度超 20度以下	59,200 円/m ²																														
20度超 25度以下	65,500 円/m ²																														
25度超 30度以下	70,200 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	19,800 円/m ²																														
5度超 10度以下	23,800 円/m ²																														
10度超 15度以下	38,200 円/m ²																														
15度超 20度以下	54,400 円/m ²																														
20度超 25度以下	60,200 円/m ²																														
25度超 30度以下	64,000 円/m ²																														

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																																				
奈良県	—	—	—																																				
正		誤																																					
宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略) 表1 平坦地の宅地造成費		宅地造成費の金額表 1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左) 表1 平坦地の宅地造成費																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>76,600円</td> </tr> </tbody> </table> (省略)		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>75,500円</td> </tr> </tbody> </table> (同左)		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円
工事費目	造成区分	金額																																					
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																					
	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																				
	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円																																				
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円																																					
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円																																					
工事費目	造成区分	金額																																					
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																					
	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																				
	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円																																				
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円																																					
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円																																					

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
奈良県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾斜度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,300 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>25,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>41,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>59,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>65,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>70,200 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾斜度	金額	3度超 5度以下	21,300 円/m ²	5度超 10度以下	25,500 円/m ²	10度超 15度以下	41,700 円/m ²	15度超 20度以下	59,200 円/m ²	20度超 25度以下	65,500 円/m ²	25度超 30度以下	70,200 円/m ²	<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾斜度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>19,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>23,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>38,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>54,400 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>60,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>64,000 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾斜度	金額	3度超 5度以下	19,800 円/m ²	5度超 10度以下	23,800 円/m ²	10度超 15度以下	38,200 円/m ²	15度超 20度以下	54,400 円/m ²	20度超 25度以下	60,200 円/m ²	25度超 30度以下	64,000 円/m ²
傾斜度	金額																														
3度超 5度以下	21,300 円/m ²																														
5度超 10度以下	25,500 円/m ²																														
10度超 15度以下	41,700 円/m ²																														
15度超 20度以下	59,200 円/m ²																														
20度超 25度以下	65,500 円/m ²																														
25度超 30度以下	70,200 円/m ²																														
傾斜度	金額																														
3度超 5度以下	19,800 円/m ²																														
5度超 10度以下	23,800 円/m ²																														
10度超 15度以下	38,200 円/m ²																														
15度超 20度以下	54,400 円/m ²																														
20度超 25度以下	60,200 円/m ²																														
25度超 30度以下	64,000 円/m ²																														

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																																
和歌山県	—	—	—																																
正		誤																																	
<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)</p> <p>表1 平坦地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費 伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費 地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>76,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費 伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費 地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円	<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)</p> <p>表1 平坦地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費 伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費 地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>75,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費 伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費 地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円
工事費目	造成区分	金額																																	
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																	
	伐採・抜根費 伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																	
	地盤改良費 地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円																																	
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円																																	
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円																																	
工事費目	造成区分	金額																																	
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																	
	伐採・抜根費 伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																	
	地盤改良費 地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円																																	
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円																																	
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円																																	

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
和歌山県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾斜度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,300 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>25,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>41,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>59,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>65,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>70,200 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾斜度	金額	3度超 5度以下	21,300 円/m ²	5度超 10度以下	25,500 円/m ²	10度超 15度以下	41,700 円/m ²	15度超 20度以下	59,200 円/m ²	20度超 25度以下	65,500 円/m ²	25度超 30度以下	70,200 円/m ²	<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾斜度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>19,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>23,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>38,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>54,400 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>60,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>64,000 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾斜度	金額	3度超 5度以下	19,800 円/m ²	5度超 10度以下	23,800 円/m ²	10度超 15度以下	38,200 円/m ²	15度超 20度以下	54,400 円/m ²	20度超 25度以下	60,200 円/m ²	25度超 30度以下	64,000 円/m ²
傾斜度	金額																														
3度超 5度以下	21,300 円/m ²																														
5度超 10度以下	25,500 円/m ²																														
10度超 15度以下	41,700 円/m ²																														
15度超 20度以下	59,200 円/m ²																														
20度超 25度以下	65,500 円/m ²																														
25度超 30度以下	70,200 円/m ²																														
傾斜度	金額																														
3度超 5度以下	19,800 円/m ²																														
5度超 10度以下	23,800 円/m ²																														
10度超 15度以下	38,200 円/m ²																														
15度超 20度以下	54,400 円/m ²																														
20度超 25度以下	60,200 円/m ²																														
25度超 30度以下	64,000 円/m ²																														

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																																				
滋賀県	—	—	—																																				
正		誤																																					
<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)</p> <p>表1 平坦地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>76,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円	<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)</p> <p>表1 平坦地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>75,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円
工事費目	造成区分	金額																																					
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																					
	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																				
	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円																																				
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円																																					
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円																																					
工事費目	造成区分	金額																																					
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																					
	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																				
	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円																																				
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円																																					
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円																																					

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
滋賀県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,300 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>25,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>41,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>59,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>65,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>70,200 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,300 円/m ²	5度超 10度以下	25,500 円/m ²	10度超 15度以下	41,700 円/m ²	15度超 20度以下	59,200 円/m ²	20度超 25度以下	65,500 円/m ²	25度超 30度以下	70,200 円/m ²	<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>19,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>23,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>38,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>54,400 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>60,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>64,000 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	19,800 円/m ²	5度超 10度以下	23,800 円/m ²	10度超 15度以下	38,200 円/m ²	15度超 20度以下	54,400 円/m ²	20度超 25度以下	60,200 円/m ²	25度超 30度以下	64,000 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,300 円/m ²																														
5度超 10度以下	25,500 円/m ²																														
10度超 15度以下	41,700 円/m ²																														
15度超 20度以下	59,200 円/m ²																														
20度超 25度以下	65,500 円/m ²																														
25度超 30度以下	70,200 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	19,800 円/m ²																														
5度超 10度以下	23,800 円/m ²																														
10度超 15度以下	38,200 円/m ²																														
15度超 20度以下	54,400 円/m ²																														
20度超 25度以下	60,200 円/m ²																														
25度超 30度以下	64,000 円/m ²																														

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																																				
京都府	—	—	—																																				
正		誤																																					
<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)</p> <p>表1 平坦地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>76,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円	<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)</p> <p>表1 平坦地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>75,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円
工事費目	造成区分	金額																																					
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																					
	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																				
	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円																																				
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円																																					
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円																																					
工事費目	造成区分	金額																																					
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																					
	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																				
	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円																																				
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円																																					
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円																																					

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
京都府	—	—	—																												
正		誤																													
<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,300 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>25,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>41,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>59,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>65,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>70,200 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	21,300 円/m ²	5度超 10度以下	25,500 円/m ²	10度超 15度以下	41,700 円/m ²	15度超 20度以下	59,200 円/m ²	20度超 25度以下	65,500 円/m ²	25度超 30度以下	70,200 円/m ²	<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾 斜 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>19,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>23,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>38,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>54,400 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>60,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>64,000 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾 斜 度	金 額	3度超 5度以下	19,800 円/m ²	5度超 10度以下	23,800 円/m ²	10度超 15度以下	38,200 円/m ²	15度超 20度以下	54,400 円/m ²	20度超 25度以下	60,200 円/m ²	25度超 30度以下	64,000 円/m ²
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	21,300 円/m ²																														
5度超 10度以下	25,500 円/m ²																														
10度超 15度以下	41,700 円/m ²																														
15度超 20度以下	59,200 円/m ²																														
20度超 25度以下	65,500 円/m ²																														
25度超 30度以下	70,200 円/m ²																														
傾 斜 度	金 額																														
3度超 5度以下	19,800 円/m ²																														
5度超 10度以下	23,800 円/m ²																														
10度超 15度以下	38,200 円/m ²																														
15度超 20度以下	54,400 円/m ²																														
20度超 25度以下	60,200 円/m ²																														
25度超 30度以下	64,000 円/m ²																														

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																																				
兵庫県	—	—	—																																				
正		誤																																					
<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (省略)</p> <p>表1 平坦地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>76,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円	<p>宅地造成費の金額表</p> <p>1 市街地農地等の評価に係る宅地造成費 (同左)</p> <p>表1 平坦地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費目</th> <th>造成区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">整地費</td> <td>整地を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>伐採・抜根費</td> <td>伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>地盤改良費</td> <td>地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>土盛費</td> <td>他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>土止費</td> <td>土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり</td> <td>75,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		工事費目	造成区分	金額	整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円	土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円	土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円
工事費目	造成区分	金額																																					
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																					
	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																				
	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,900円																																				
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,200円																																					
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	76,600円																																					
工事費目	造成区分	金額																																					
整地費	整地を必要とする面積1平方メートル当たり	700円																																					
	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1平方メートル当たり	1,000円																																				
	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1平方メートル当たり	1,700円																																				
土盛費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1立方メートル当たり	7,100円																																					
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1平方メートル当たり	75,500円																																					

令和6年分財産評価基準書正誤表

(大阪国税局)

県名	税務署名	市区町村名	ページ番号																												
兵庫県	—	—	—																												
正		誤																													
<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾斜度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>21,300 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>25,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>41,700 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>59,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>65,500 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>70,200 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>		傾斜度	金額	3度超 5度以下	21,300 円/m ²	5度超 10度以下	25,500 円/m ²	10度超 15度以下	41,700 円/m ²	15度超 20度以下	59,200 円/m ²	20度超 25度以下	65,500 円/m ²	25度超 30度以下	70,200 円/m ²	<p>表2 傾斜地の宅地造成費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傾斜度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3度超 5度以下</td> <td>19,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>5度超 10度以下</td> <td>23,800 円/m²</td> </tr> <tr> <td>10度超 15度以下</td> <td>38,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>15度超 20度以下</td> <td>54,400 円/m²</td> </tr> <tr> <td>20度超 25度以下</td> <td>60,200 円/m²</td> </tr> <tr> <td>25度超 30度以下</td> <td>64,000 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p>		傾斜度	金額	3度超 5度以下	19,800 円/m ²	5度超 10度以下	23,800 円/m ²	10度超 15度以下	38,200 円/m ²	15度超 20度以下	54,400 円/m ²	20度超 25度以下	60,200 円/m ²	25度超 30度以下	64,000 円/m ²
傾斜度	金額																														
3度超 5度以下	21,300 円/m ²																														
5度超 10度以下	25,500 円/m ²																														
10度超 15度以下	41,700 円/m ²																														
15度超 20度以下	59,200 円/m ²																														
20度超 25度以下	65,500 円/m ²																														
25度超 30度以下	70,200 円/m ²																														
傾斜度	金額																														
3度超 5度以下	19,800 円/m ²																														
5度超 10度以下	23,800 円/m ²																														
10度超 15度以下	38,200 円/m ²																														
15度超 20度以下	54,400 円/m ²																														
20度超 25度以下	60,200 円/m ²																														
25度超 30度以下	64,000 円/m ²																														